[illegible]

[illegible]

[illegible]

仙台山形郵便局 安楽川村役場

通牒

大正四年四月十四日

安楽川村役場

水稲面代ハ害虫駆除未完上父ハ四尺以内ノ短冊形トスヘキ旨勅令発布ニ成度処ハ近時漸ク播幅廣大トナリ甚タキハ平播トセルモノヤ、アリセルメ表ニ違犯アル時ハ用捨ナク処罰セサルヘキ旨ハ既ニ通牒ノ次第モ有ルヲ以テ此際ニ於テ一般農家ハ毛頭ニ通知遺漏ナキ様

通牒ス

仙台山形郵便局 安楽川村役場

0374 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

郵便はがき
4.4.7
第號

大正四年四月七日

安楽川村役場

各大字區長殿

来ル四月二十日午前八時ヨリ午後三時迄
安楽川村役場ニ於テ度量衡器ノ一
種検査執行ニ付テハ来ル同日午前中
ニ持参スル度量衡器全部検査場
ヘ提出セラレタキ様御通知申
上ケマス

安楽川村役場

0375 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

通知書

大正四年四月分

安楽川村役場

村長

来ル十一日ヨリ八日ニ私社ニ於テ
昭憲皇太后御誕生祭遥拝式挙行
之条御氏奉ヲ条表ニ付御参拝ヲ
来ル様御申あり度御通知ヲ

和歌山県
那賀郡
安楽川村役場

0376 安楽川村文書 I 文書番号 043

和歌山県
旧蔵文書
安楽川村役場

0377 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心ヶ崎一郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大正三年十二月五日

安楽川村役場

安楽川村役場

大正三年九月十九日

安楽川村役場

[illegible]

[illegible]二十日当村忠魂碑除幕式挙行ニ付
全村各戸国旗ヲ掲ケ一日休業致候事
[illegible]

也

安楽川村役場

0379 安楽川村文書 I 文書番号 043

[illegible]

大正三年六月廿五日

通信

安楽川村役場

大正三年六月廿五日

安楽川村役場

元字番號修繕契約ニ対シ大正三年度ニ於テ金拾円ノ金額補助方願ノ来ル三十日ニ交付請求方提出ス

追テ本月末日ハ年度末決算ニ付ス

浮きて

一金四拾円也

御坂山麓郡役所 安楽川村役場

0380 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

[illegible]

[illegible]

[illegible]

0382 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

通牒

大正三年六月十三日

元

安楽川村役場

昭憲皇太后陛下大葬儀ニ付本月二十四日ヨリ二十六日ニ至ル三日間音楽其他音曲停止不娯楽場ノ営業一般人民ヲシテ特ニ謹慎哀悼ノ意ヲ表セシムル様御達ノ趣了承致ハ速ニ御通牒ノ事

0383 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

0384 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

0385 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

0386 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

備考

一費目毎又当座ハ他借白四当ト必ズ有之記載ノコト

一土功ノ場所費ノ区分判然セサルモノハ区分毎記載ノコト

一年他ノ費用ハ必ズ何々費ト記載ノコト

一年年ヲ以テ書類ノ費用ヲ動セシモノハ年毎ニ記載セシムルコト

一他ノ場合ニ於テハ記載ノ如シ

安楽川村普通水利組合

通牒

来ル二十五日当村ニ事務出張ス因テ目下使役罹ル中臨機ニ応シテ使役出式ハ差支ノ仕方ナキ日ハ弁当中ニ家族ニ託キ使役検査出張ス

及使役内ヲ

大正三年四月九ニ

管理者長

安楽川村長

0387 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

0388 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043

0389 安楽川村文書 I 文書番号 043

通牒

大正三年四月九日

安楽川村役場

皇太后陛下ハ容態本日午前五十分激烈ナル狭心症ハ再発シ遂ニ御薨去ニ相成リ、

旨公報有之候条中除一般禁慎可致旨

部内ニ、急速ニ通告ス本庁ニ於テ及通牒ス

0390 安楽川村文書 I 文書番号 043

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大河内[illegible]

[illegible]

[illegible]

安楽川村役場

通知

大正四年六月二十三日

正長殿

安楽川村役場

[illegible]

良種仲介斡旋ニ[illegible]

来ル七月十七日限リ[illegible]

[illegible]

安楽川村役場

0392 安楽川村文書 I 文書番号 043

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 森林組合　五時宮

一 公有林野ノ整理及施業　八時宮

一 造林方法及記云事業　七時宮

一 木材ノ利用　五時宮

一 林産製造　五時宮

一 講演ノ件如　毎日午前七時ヨリ十二時迄ト午後六時宮

一 講師　県若干名及市郡大学教授

一 講習員ノ資格

女教員アル者年齢代表代理

講習ニ欠席ナキ様習ハシ度ト社ニ於テ毎日修了証書ヲ授与ス

0394 安楽川村文書Ⅰ 文書番号 043